

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	始良市 公営住宅の管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

始良市は、公営住宅に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

始良市長

公表日

令和7年8月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	公営住宅の管理に関する事務
②事務の概要	公営住宅法に基づき公営住宅を建設し、住宅困窮者に対して低廉な家賃で賃貸を行う。公営住宅法の規定に従い、入居者からの収入の申告に基づき家賃等の算定を行うとともに、家賃の収納や入居者の管理を行う。 始良市は、公営住宅法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号。以下「番号利用法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の手続きで取り扱う。 ①収入の申告の受理、収入月額の認定及び家賃の決定とその通知（収入超過者、高額所得者への通知を含む）に関する事務 ②入居申込の受理、入居希望者の審査及び決定、入居決定した旨の通知に関する事務 ③家賃等の減免の申請の受理、減免の決定、減免の決定の通知に関する事務 ④家賃等の徴収猶予の申請の受理、猶予の決定、猶予の決定の通知に関する事務 ⑤同居承認の申請の受理、同居の承認、同居の承認の決定の通知に関する事務 ⑥入居承継承認の申請の受理、入居承継の承認、入居承継承認の決定の通知に関する事務 ⑦明渡しの請求の決定、明渡しの請求に関する事務 ⑧他の住宅を斡旋する事務 ⑨収入の状況について報告を求める事務 ⑩高額所得者から金銭を徴収する事務 ⑪明渡し期限を延長する申請の受理、明渡し期限を延長する決定に関する事務
③システムの名称	・Acrocity行政基本 ・公住Manager ・中間サーバ ・MICJET番号連携サーバ

2. 特定個人情報ファイル名

・入居者情報 ・居住者情報 ・住宅管理情報

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項 別表の27項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10内閣府令第5号）第18条各号
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号利用法第19条第8号 別表の27項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年9月10内閣府令第5号）第18条 (情報提供の根拠) なし

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	建設部 建築住宅課
②所属長の役職名	建築住宅課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	建設部建築住宅課 住所: 〒899-5492 始良市宮島町25番地 電話: 0995-66-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	建設部建築住宅課 住所: 〒899-5492 始良市宮島町25番地 電話: 0995-66-3111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない

[] 人手を介在させる作業はない

判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン(デジタル庁)」の留意事項等を遵守し事務を行っている。
-------	---

「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン(デジタル庁)」の留意事項等を遵守し事務を行っている。

9. 監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・指導	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている
--------------	-------------------------------------

	「(2) 換阻のない者により不平等に使用されるリスク」の対策
--	--------------------------------

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	-----------	---

[十分である]

システムへのアクセスが可能な職員は、静脈認証と職員番号の入力によって限定しており、年度ごとに業務上必要な職員にアクセス権限を付与をすることで、適切な管理を行っている。

また、アクセスログを記録し、不正なアクセスがないことを定期的に確認している。これらの対策を実施していることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	建築住宅課長 甲斐 一寛	建築住宅課長 二見 和彦	事後	平成28年4月1日付け人事異動による
平成29年6月2日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二の31の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府令第7号)第22条	・番号法第19条第7号 別表第二(別表第二における情報提供の根拠)なし ・番号法第19条第7号 別表第二(別表第二における情報照会の根拠)31項 ・内閣府総務省令第7号 第22条	事後	法令上の根拠の追記
平成30年5月21日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	建築住宅課長 二見 和彦	建築住宅課長	事後	様式の変更による
平成30年7月27日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二の31の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府令第7号)第22条	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の31の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府令第7号)第22条 (情報提供の根拠)なし	事後	法令上の根拠の追記
令和2年6月29日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	Acrocity住宅管理	公住Manager	事後	システムの変更による
令和3年6月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の31の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府令第7号)第22条 (情報提供の根拠)なし	(情報照会の根拠) ・番号利用法第19条第8号 別表第二の31の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府令第7号)第22条 (情報提供の根拠)なし	事前	令和3年9月1日施行の番号利用法改正に伴う号ズレ
令和6年7月10日	3. 個人番号の利用	法令上の根拠 ・番号利用法第9条第1項 別表第一の19項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府令第5号)第18条各号	法令上の根拠 ・番号利用法第9条第1項 別表の27項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府令第5号)第18条各号	事後	令和6年5月27日施行の番号利用法改正に伴う号ズレ
令和6年7月10日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号利用法第19条第8号 別表第二の31の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府令第7号)第22条 (情報提供の根拠)なし	(情報照会の根拠) ・番号利用法第19条第8号 別表の27項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府令第5号)第18条各号 (情報提供の根拠)なし	事後	令和6年5月27日施行の番号利用法改正に伴う項ズレ
令和7年8月29日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	新規項目追加	事後	様式変更による
令和7年8月29日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えらる対策	-	新規項目追加	事後	様式変更による